

令和 8 年 2 月 日

九州運輸局 宮崎運輸支局長 殿

名 称 日向市
住 所 日向市本町 10 番 5 号
代表者の氏名 日向市長 西村 賢

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第 79 条の 6 及び同法施行規則第 51 条の 10 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

名 称 日向市
住 所 宮崎県日向市本町 10 番 5 号
代表者の氏名 日向市長 西村 賢

2. 登録番号 九宮市交第 12 号

3. 自家用有償旅客運送の種別
交通空白地有償運送

4. 路線又は運送の区域

(1) 路線

美々津日向市駅線

	起 点	主たる経過地	終 点	キ ロ 程
美々津日向市駅線①	日向市鶴町 1 丁目 76 番 9 先	美々津駅	日向市美々津町 1843 番地先	21.8km
美々津日向市駅線②	日向市美々津町 1843 番地先	落鹿	日向市美々津町 1968 番地先	0.7 km
美々津日向市駅線③	日向市大字幸脇 1265 番 1 先	余瀬	日向市美々津町 4451 番 37 先	5.3km
美々津日向市駅線④	日向市大字幸脇 1536 番 2 先	飯谷	日向市大字幸脇 1567 番 2 先	0.3km

自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送を行う路線については、備考欄にそれぞれ明記すること

(2) 運送の区域

区 域	備 考
東郷町（寺迫区を除く）	乗合バスとうごう

平岩区・幸協区・美々津・ 東郷町寺迫区	乗合バスなんぶ
日向市（新町、富高、塩見、財光寺、 日知屋枝郷、日知屋本郷、細島）	のるーと日向

自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送を行う運送の区域については、備考欄にそれぞれ明記すること

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
日向市役所	宮崎県日向市本町10番5号

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の 名称	保有 区分	バ ス		普通自動車 (軽)		合 計	
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行		
	保有	3		4 ()		6	
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行	/	
	持込	※		() ※ ()			
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行	/	
合計			()				

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送の用に供する自動車については、それぞれ「自動運行」欄又は「特定自動運行」欄内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

市民及び市内外の旅行者

8. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

種別	使用料
普通利用	東郷地区及び南部地区の運行路線においては、1回の利用につき200円。
	南部地区と市街地間の運行路線においては、最初の12キロメートル未満を200円とし、以後4キロメートルごとに50円を加算した額。

		(乗換割引券の発行を受けた者が当日に他路線に乗り換える場合には割引券に記載されている金額について使用料の割引を行う。)
		予約型乗合バス市街地線においては、1回の利用につき300円。
回数乗車券		300円券11枚つづりにつき3,000円
		200円券11枚つづりにつき2,000円
		100円券11枚つづりにつき1,000円
		50円券11枚つづりにつき500円
定期乗車券	単一路線定期乗車券(発行を受けた者が定められた期間内に市民バスの特定の運行路線について、不特定回数乗車することができる乗車券(ただし、予約型乗合バス市街地線を除く。))について、不特定回数乗車することができる乗車券)	1箇月につき5,000円
	複数路線定期乗車券(発行を受けた者が定められた期間内に予約型乗合バス市街地線を除く市民バスのすべての運行路線について、不特定回数乗車することができる乗車券)	1箇月につき6,000円
	予約型乗合バス定期乗車券(発行を受けた者が定められた期間内に予約型乗合バスを不特定回数乗車することができる乗車券)	1箇月につき7,000円
	全路線定期乗車券(発行を受けた者が定められた期間内に市民バスのすべての運行路線について、不特定回数乗車することができる乗車券)	1箇月につき8,000円
備考		
<p>1 1歳以上小学生以下の小児の普通利用、定期乗車券及び一日乗車券(以下「普通利用等」という。)による使用料についてはこの表に規定する使用料の2分の1の額とし、1歳未満の小児の普通利用等による使用料については無料とする。ただし、乗客(小学生以上の者に限る。)に同伴される1歳以上小学校就学前の小児の普通利用等による使用料については、当該乗客1人につき2人までを無料とする。</p> <p>2 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が当該手帳を提示した場合の普通利用等による使用料については、この表に規定する使用料の2分の1の額とし、これらの者を介助する者の普通利用等による使用料については無料とする。</p> <p>3 使用料の額に10円未満の端数金額がある場合は、これを10円に切り上げる。</p>		

9. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

10. 添付書類

- (1) 路線図
- (2) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (3) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (4) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (5) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (6) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (7) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (8) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- (9) 登録証